

中国税務速報

2016年8月19日

●1 国内販売に関する選択的な関税徴収政策の試行拠点を拡大することに関する通達

財政部 税関総署 国家税務総局は2016年8月1日に「国内販売に関する選択的な関税徴収政策の試行拠点を拡大することに関する通達」(財関税〔2016〕40号)を公布しました。

本通達は国内販売に関する選択的な関税徴収政策の試行拠点を天津、上海、福建、廣東の四つの自由貿易試験区所在地(省、市)の他の税関特殊監督管理区域(保税区、保税物流園区を除く)、及び河南省新鄭総合保税区、湖北省武漢輸出加工区、重慶西永総合保税区、四川省成都高新総合保税区と陝西省西安輸出加工区の五つの税関特殊監督区域に拡大しました。

国内販売に関する選択的な関税徴収政策は税関特殊監督区域内の企業が生産、加工し、「二線」を通して国内販売した貨物に対し、企業の申請によって、対応する輸入材料あるいは検査申請の実際状態に基づき関税、輸入増値税と消費税を徴収します。企業は輸入材料に基づき関税を徴収する場合、関税延滞利息も追徴しなければなりません。

本通達は2016年9月1日から実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2234556/content.html>

●2 赤字増値税発票の発行に関する問題についての公告

国家税務総局は2016年7月20日に「赤字増値税発票の発行に関する問題についての公告」(国家税務総局公告2016年第47号)を公布しました。

本公告は増値税一般納税者が増値税専用発票(以下は「専用発票」と略称する)を発行した後、返品、発行ミス、課税サービス中止などの状況が発生したが、発票を廃棄する条件に合致しない場合、或は販売部分返品及び販売値引が発生し、赤字専用発票を発行する必要がある場合の具体的な処理方法を紹介しました。その他、税務機関が小規模納税者のために専用発票を代理発行し、赤字専用発票を発行する必要がある場合、一般納税者の赤字専用発票発行方法に従い処理します。納税者は赤字増値税普通発票を発行する場合、対応の青字発票の金額範囲内に赤字発票を複数発行することができます。赤字自動車販売統一発票は元の青字自動車販売統一発票と1枚1枚対応する必要があります。

本公告は2016年8月1日から実施されます。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2217288/content.html>

●3 『外出経営活動税収管理証明』の関連制度及び受理手続きを最適化することに関する意見

国家税務総局は2016年7月6日「『外出経営活動税収管理証明』の関連制度及び受理手続きを最適化することに関する意見」(税総発〔2016〕106号)を公布しました。

本意見は『外管証』管理制度を革新しました。1) 『外管証』発行範囲の判定を改善します。納税者が1箇所以上の省レベルの税務機関所轄地域で経営する場合、本規定に基づき『外管証』を発行します; 納税者が同一の省税務機関所属地域内の1箇所以上の県(市)で経営する場合、『外管証』を発行することは省税務機関によって決められます。2) 外出経営税収管理情報化を追求します。3) 建築業界の納税者の『外管証』の有効期限を延長します。

『外管証』の発行手続きを最適化します。発行時、「一地一証」を実施し、提出材料を簡素化し、即時に処理します。検査登記と抹消の手続きは全て簡素化にしました。

<http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2208413/content.html>

●4 『国務院弁公庁からの「五証合一」登録制度改革を推進する通達』を徹底的に実施することに関する国家工商行政管理総局などの五つの部門通達

国家工商行政管理総局、国家発展改革委員会、人力資源社会保障部、国家統計局と国務院法制室は2016年7月28日に『国務院弁公庁からの「五証合一」登録制度改革を推進する通達』を徹底的に実施する通達（工商企注字〔2016〕150号）を公布しました。

2016年10月1日より、「五証合一、一照一碼」の登録制度を全国範囲に実施します。営業許可証、組織機構番号証および税務登記証に加え、社会保険登録証と統計登録証を整理統合し、工商行政管理部門から法人と他組織統一社会信用コード（以下は「コード」と略称する）を載せている営業許可証を発行します。「

また、本通達発効日より2018年1月1日までの間の経過措置適用期間中では、従来の登記証はそのまま有効となるが、2018年1月1日以降、統一コードの記載した営業許可証に切り替えなければならない。

http://www.saic.gov.cn/zwggk/zyfb/lhfw/lhfw/xxzx/201607/t20160729_170129.html

●5 アンチダンピング調査等の公告

1) 原産地が日本、韓国とトルコからである輸入ポリアクリロニトリル繊維のアンチダンピング調査の最終裁定に関する公告

税関総署は2016年7月13日に「原産地が日本、韓国とトルコからである輸入ポリアクリロニトリル繊維のアンチダンピング調査の最終裁定に関する公告」（商務部公告2016年第31号）を公布しました。

2016年4月1日に、調査機関は初回裁定公告を発表しました。暫定結論は、原産地が日本、韓国、トルコからである輸入ポリアクリロニトリル繊維がダンピング傾向があり、中国のポリアクリロニトリル繊維産業に実質損害を与え、ダンピングが実質損害と因果関係があるということです。商務部は国務院関税税則委員会に、アンチダンピング税を徴収することを提案し、国務院関税税則委員会は商務部の提案によって、2016年7月14日から、原産地が日本、韓国、トルコである輸入ポリアクリロニトリル繊維に対しアンチダンピング税を徴収するようになります。

日本会社に徴収するアンチダンピング税の税率は下記のとおりです。

- | | |
|------------------|-------|
| 1. 日本エクスラン工業株式会社 | 16.1% |
| 2. 三菱レイヨウ株式会社 | 15.8% |
| 3. 東レ株式会社 | 16.0% |
| 4. その他日本企業 | 16.1% |

アンチダンピング税は税関が査定した関税課税価格に基づき計算し、輸入増値税は税関が査定した関税課税価格に関税とアンチダンピング税を加えた総額を課税価格として計算します。

原産地が日本、韓国、トルコである輸入ポリアクリロニトリル繊維に対しアンチダンピング税を2016年7月14日から徴収し、実施期間は5年です。

本公告は2016年7月14日から実施されます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201607/20160701357821.shtml>

2) 原産地が日本、韓国とトルコである輸入ポリアクリロニトリル繊維に対しアンチダンピング税を徴収することに関する公告

税関総署は2016年7月13日に「原産地が日本、韓国とトルコである輸入ポリアクリロニトリル繊維に対しアンチダンピング税を徴収することに関する公告」（税関総署公告2016年第41号）を公布しました。

国務院関税税則委員会は、2016年7月14日から、原産地が日本、韓国とトルコである輸入ポリアクリロニトリル繊維に対しアンチダンピング税を徴収するし、期限が5年であることを決めました。従って、商務部は2016年第31号公告を発表し、アンチダンピング措置を実施する具体的な商品範囲を明確しました。

<http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info811146.htm>

3) 原産地がロシアと日本である輸入トリクロロエチレンに対するアンチダンピング措置の実施を中止することに関する公告

商務部は2016年7月11日に「原産地がロシアと日本である輸入トリクロロエチレンに対しアンチダンピング措置の実施を中止することに関する公告」（商務部公告2016年第32号）を公布しました。

2015年10月9日に、商務部は2015年第40号公告を発表し、原産地がロシアと日本である輸入トリクロロエチレンに対するアンチダンピング措置の実施は、2016年7月21日まで終了すると公布しました。国内産業、あるいは国内産業を代表する自然人、法人または関連組織は当該アンチダンピング措置の終了日の60日前に、書類の形で商務部に最終審議申請を提出します。

公告規定の期限内に、国内トリクロロエチレン産業或はその代表者は最終審議申請を提出していない場合、商務部も自発的に最終審議調査を行いません。そのため、2016年7月21日から、原産地がロシアと日本である輸入トリクロロエチレンに対するアンチダンピング措置の実施を中止します。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/e/201607/20160701356298.shtml>

4) 原産地が日本、韓国とEUである輸入方向性電磁鋼板に対するアンチダンピング調査最終裁定についての公告

商務部は2016年7月23日に「原産地が日本、韓国とEUである輸入方向性電磁鋼板に対するアンチダンピング調査最終裁定についての公告」（商務部公告2016年第33号）を公布しました。

調査機関の最終裁定は、本件調査中、原産地が日本、韓国とEUである輸入方向性電磁鋼板にはダンピング傾向があり、中国の方向性電磁鋼板産業に実質損害を与え、ダンピングと実質損害の間に因果関係があるということです。国務院関税税則委員会は商務部の提案に基づいて、2016年7月23日から、原産地が日本、韓国とEUである輸入方向性電磁鋼板に対しアンチダンピング税を徴収することを決定しました。日本会社に対するアンチダンピング税の税率は下記のとおりです。

- | | |
|-----------------|-------|
| 1. JFE スチール株式会社 | 39.0% |
| 2. 新日鉄住金株式会社 | 45.7% |
| 3. 他日本企業 | 45.7% |

アンチダンピング税は税関が査定した関税課税価格から計算し、輸入増値税は税関が査定した関税課税価格に関税とアンチダンピング税を加えた総額を課税価格として計算します。原産地が日本、韓国とEUである輸入方向性電磁鋼板にアンチダンピング税は2016年7月23日から徴収され、実施期間は5年です。

本公告は2016年7月23日から実施されます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201607/20160701364842.shtml>